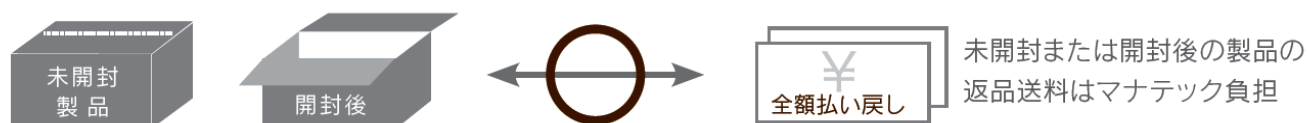


クーリング・オフ制度

「アソシエート登録完了キット」、もしくは初回購入製品を受領した日から起算して20日を経過するまでは、書面により、アソシエート登録を解除することができます。つまり書面と製品を返送することで、代金を全額返金致します。



クーリングオフ期間中の登録解除の場合

- イ 個人であるアソシエートは、特定商取引に関する法律第37条第2項の書面（具体的には、「契約書面」、「製品カタログ」「会社案内」および「登録&報酬プランガイドブック」）を受領した日、または初回購入製品を受領した日のいずれか遅い日から起算して20日を経過するまでは、書面によりアソシエート登録にかかる契約の解除を行うことができます。
- ロ イに記載した事項にかかわらず、個人であるアソシエートが、マナテックもしくはエンローラーが後述の8.に記載の禁止行為に関する定めに違反（故意による事実不告知または不実告知）しもしくはスポンサーが後述の8.に記載の禁止行為に関する定めに違反（不実告知）したことにより誤認をし、またはマナテック、エンローラーもしくはスポンサーがアソシエート登録にかかる契約を締結させまたはその契約の解除を妨げるため威迫したことにより困惑し、これらによってイの契約の解除を行わなかった場合には、マナテック、エンローラーまたはスポンサーが交付した特定商取引に関する法律第40条第1項の書面（解除の妨害後の書面）を、当該個人であるアソシエートが受領した日から起算して20日を経過するまでは、当該個人であるアソシエートは、書面により当該契約の解除を行うことができます。
- ハ イまたはロの契約の解除があった場合において、マナテックは、その個人であるアソシエートに対し、その契約の解除に伴う損害賠償または違約金の支払を請求することができません。
- ニ イまたはロの契約の解除は、その契約の解除を行う旨の書面を発したときに、その効力を生じます。
- ホ イまたはロの契約の解除があった場合において、その契約に係る製品の引渡しが既にされているときは、その引取りに要する費用は、マナテックの負担とします。
- ヘ イまたはロの契約の解除があった場合において、その契約に係る製品の代金が支払われているときは、マナテックは、個人であるアソシエートに対し、速やかに、その全額を返還します。

クーリングオフ期間経過後の登録解約の場合

マナテック製品の初回購入から12ヶ月以内のアソシエートは、上記6.1イまたはロに定めるクーリングオフ期間経過後にアソシエート登録を解約した場合、当社に対し、①未使用で再販可能な製品、②良好かつ使用可能な状態の最新の当社案内用資料等である製品の買い戻しを要求することができます。ただし、製品の買い戻し時には製品代金の10%を手数料としていただきます。なお、アソシエート登録の解約は、当社指定の「任意解約通知書」を当社に提出して行うものとします。